

令和3年度 事業報告

会長 細 井 久 史

令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の下、会務運営を行うこととなりました。感染リスクを軽減するために、司法書士会の会議・委員会の開催形態をハイブリッド中心に行うなどしたり、必要に応じて、事務局の執務を階数を分けて行う体制にするなどの対策を取りました。この新型コロナウイルス感染症は、国内外の社会経済基盤に大きな影響を与えました。あらゆる業種で人との接触を回避する措置が求められ、時短営業の要請などにより社会経済活動の停滞を招きました。愛知県司法書士会の活動についても同様のことが言えます。令和3年度の予算を策定するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響がどのようになるか不明だったため、通常の会務運営が行えるような形での事業計画・予算策定を行いましたが、結果的には第六波までの感染拡大があり、予定していた事業計画・予算執行ができないこととなりました。

そのような状況下にあっても、令和2年8月1日施行の改正司法書士法第1条で定められた、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」使命規定に基づき可能な限りの活動を行うことに努めました。

新型コロナウイルス感染症対策の下ではありますが、面談相談に代わる電話相談、WEBシステムを利用した相談を活用することにより国民の権利擁護の担い手としての活動を行うよう努めました。これらの方法を検討することで相談事業の選択肢を広げる可能性に気づくことができたといえ、今後の相談事業活動の充実を考える一つになったと考えています。後で述べる相続登記の義務化を迎えることで、日司連でも相続登記相談事業が全国展開されるところでありますので、当会においても相続登記促進事業を進めると共に、日司連とのシステムの構築などを更に進めたところであります。

また、研修所におきましても、時期に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策の下、一般研修、合格者研修、新入会員セミナーを、ハイブリッド開催、WEB開催を行うと共に、企画部など他の部とも連携して、会務に、より、取り組みやすい説明時間を設けるなど試みを行いました。

また、上記相談活動、研修、に加え、市民向けのイベントも、新型コロナウイルス感染症対策の下、可能な範囲で行うことができました。令和4年2月20日には、参加者はすべてWEB参加ではありましたが、親子法律教室を開催することができました。WEB参加ですと来館されての参加より気軽に参加できる反面、キャンセルもリアル開催よりは抵抗が少なく行えるなど、新たな検討課題も出たと言えますが今後、それらも併せて次の開催に役立てられればと考えています。

イベントについては、令和4年3月5日に女優・研究者の いう まい子さんをお招きして相続登記促進セミナーをリアル開催することができました。リアル開催できたのも愛知県司法書士会にとっては、久しぶりのことでありましたが、今回は、それに加え、半田支部と中継で結ぶ

イベントとして行うことができました。これも新型コロナウイルス感染症対策の下、覚えたズーム等の知識もありますが、何よりもイベントを企画した会員はじめ事務局、関係者の皆さまのおかげと言えます。

相続登記といいますと、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が可決成立し、同28日に公布されました。所有者不明土地の解消に端を発したこれらの法律ですが、令和6年4月1日に施行される「相続登記の義務化」などこれまでの相続登記の在り方を一新する内容といえます。こちらにつきましても、情報収集に努めると共に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を受けて、設置されている中部地区所有者不明土地等に関する連絡協議会（国土交通省中部地方整備局）に協力会員として参加しています。令和3年度は、収録形式ではありましたが、相続登記の義務化を中心に法律改正について、自治体や関係機関向けの講演をさせていただきました。

愛知県下での空家問題対策については、空家・相続登記促進対策部を中心に、各市町村への協議会委員の司法書士の推薦や空家問題に対する事業についての相談会の実施などを引き続き行ってまいりました。

現在、人口減少、少子化も伴う超高齢社会の到来に伴い、経済状況や社会情勢の変化が急激に進んでいるといえます。これに対応するため、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート愛知支部と連携をして、高齢者等権利擁護対策部を中心に、高齢者等の権利擁護の研究事業に取り組み、関係市町村と協議をしてまいりました。

それらに加え、本年4月1日に成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が施行されました。これに先立ち、令和3年3月29日、報道関係者向けに、成年年齢引き下げで社会はどう変わるかというテーマでプレスセミナーを行いました。

また、令和3年度は、5年に一度の愛知県司法書士会館の大規模修繕の年にあたり、会館管理運営委員会を組成し、大修繕を実施し、無事終了しました。さらに5年後の大規模修繕に向けて引き続き委員会活動を行っております。

近年、会員へ提供する情報量は増加しております。現在も速報をメール配信するなど電子化の取り組みを行っているところでありますが、引き続き他の提供情報についても検討を続けているところであります。

各事業の詳細については、各部所と委員会の報告にあるとおりであります。新型コロナウイルス感染症の影響で事業執行が困難な場面が多く、当初予定していた事業が、中止・延期になったことは否めません。そのような中で、各部所の役員、委員の方、事務局が的確な判断の下、各事業に対応いただいたことに感謝を申し上げます。また、会員の皆さまから、多大なご理解とご協力をいただいたことに深く感謝を申し上げます。引き続き、愛知県司法書士会の活動にご理解とさらなるご協力をお願いし全体報告とさせていただきます。

令和３年度 総務部事業報告

総務部長 三 浦 克 典

１．品位の保持

会則第４９条第２項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は４件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は２件）あり、量定意見（会則第１０９条の２）は１０件、注意勧告（司法書士法第６１条・会則第１０６条）は０件、会長指導（会則第１０５条）は２件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第４７条・第４８条）は１件でした。

会員に対する苦情は、副会長が対応しました。苦情申立件数は４１件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」は、２回実施しました（令和３年９月１８日、令和４年３月１２日）。

２．情報の公開

ホームページ及びメールで、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

３．非司法書士対策

非司法書士排除の調査（司法書士法施行規則第４１条の２）は、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て全庁で実施し、調査を行いました。

非司法書士による司法書士法違反行為を調査し、違反者に対し指導改善を行いました。

４．諸規定の見直し

中部ブロック会代議員選任規則を改正しました。

非司法書士排除委員会規程を改正しました。

会員専用ホームページ運営規程を制定しました。

その他規則、規程の一部改正の準備をしました。

５．福利厚生

支部長会主催のゴルフ大会（令和４年３月２１日）に共催しました。

ソフトボール大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

6. その他

司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は2件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

令和3年度 経理部事業報告

経理部長 杉 坂 美由紀

1. 全般

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）経理並びに会計書類の点検・決裁を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう、各回の理事会へ収支計算書を提出しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 令和3年度の決算書類の作成

令和3年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 社会事業特別会計について

社会事業特別会計について、令和3年度から一般会計に統合されたことに伴い会計書類と会計システムの調整を行いました。

5. 各支部の経理について

各支部の経理について情報共有を図り、支部長会を通じて支部収支決算書および支部収支予算書（案）の勘定科目の検討ならびに支部の経理事務について検討しました。

6. 令和4年度の予算書（案）の作成

令和4年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

令和3年度 企画部事業報告

企画部長 小林 由 夏

令和3年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

司法書士は、従来からの登記業務、裁判業務に加え、その専門的知見を活かした様々な業務を取り扱うことができ、市民からもそのような業務を行うことを期待されています。そして、司法書士の業務について市民にPRしていくことは、司法書士へアクセスしやすくし、市民の権利の擁護に寄与することとなります。

企画部が行う事業は、業務の改善に関する企画、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項です。企画部の委員会の多くが、おおよそ1期2年の期間で研究を行い、これを会員向けに発表し、提供しています。今年度は、各委員会が組成されて1年目の年度であるため、各委員会が研究テーマを決めて、市民からのニーズに司法書士が対応できる参考資料を提供できるように、研究に取り掛かっています。

また、恒例となっていた広報部と共同で行う市民向けのセミナーは、前年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症対策の観点から開催ができませんでした。司法書士は、国家資格者として、市民へ様々な制度を伝える役割もありますので、市民にその内容を知ってもらうことも大切です。令和4年度は、市民に向けて情報提供をする機会が設けられれば、企画部としても参加していきたいと考えています。

2. 調査・研究活動等

(1) 委員会活動

今年度も、各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。一部の委員会では会員研修等への講師派遣を行い、また、作成した資料を会員専用ホームページで公開しました。

なお、各委員会の詳細な活動報告は、後掲のとおりです。

(2) 法務局との協議

名古屋法務局との法司研究会を再開しました。また、実質的支配者リスト（BOリスト）制度の創設に際して、商業・法人法司研究委員会から委員を派遣し、名古屋法務局とのWeb会議を行いました。

3. 組織・運営

(1) 研究内容の検討

市民からのニーズと愛知県司法書士会会員から参考資料を求められると想定される分野について、企画部の6つの委員会で研究を行いました。

定期的に開催する企画部会においては、各委員会の研究の進捗具合を報告し、情報交換しながら、研究を進めました。

(2) 改正法への対応の検討

近年、業務に関する法改正が続いていることから、民法及び不動産登記法の改正点については、家事事件研究委員会の研修で解説を行いました。令和4年度も改正法案についての情報提供に引き続き取り組むこととします。

(3) 図書室の整備

例年どおり、必要な図書を購入し、蔵書の充実を図りました。また、委員会の研究に際して参考として購入した書籍を、図書館にも備え置いています。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症対策として、Z o o mによる会議を導入しました。各委員の移動にかかる負担を軽減することができ、愛知県司法書士会館から遠方の会員も会議に参加しやすい環境が整いました。他方で、資料の共有や委員間での情報交換などZ o o m会議では補えない部分もあるとの意見を頂いています。次年度、各委員会の状況や委員の意見を伺いながら、双方を取り入れた委員会運営を行いたいと考えます。

令和3年度 広報部事業報告

広報部長 三 田 委 永

広報部は、司法書士会（以下「本会」という。）が行う対外的な事業（各種相談会やセミナー、総合相談センター等）を広く市民へ周知させるための広報活動及び社会に対する司法書士制度の広報活動を担っています。また、会報を発行して、会員の業務に資するための情報を提供し、かつ本会の事業の報告等を行い、本会と会員の連絡強化、会員相互間の親善を図っております。

司法書士制度の利用者である市民に向けては本会の公益的事業の情報を、会員に向けては業務に関する情報等を分かりやすくかつ効果的に届けることを意識し、また、関係する他部所と連携して行うことで効果的な広報活動を実施して参りました。

令和3年度は、前年度に続いて新型コロナウイルス感染症の影響により、相談会事業や各種セミナー等の実施が制限されるなどしましたが、新聞・テレビ・自治体広報・チラシなど様々な広告媒体を利用して事業の告知を行いました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

司法書士会の各事業の案内、対外的 PR については、電話・FAX・メール等により各報道機関に配信したうえ、必要に応じて直接新聞社やテレビ局などへ事業の趣旨説明や案内を行いました。

- (1) 9月に開催された「高齢者のための相談会」について、事前にプレスリリースを行い、メ〜テレと中京テレビから取材申し込みがあり、開催日の各テレビ局の昼のニュース番組内にて相談会の紹介が放送されました。
- (2) 相続登記促進関連事業の一環として3月に開催されたセミナー「いとうまい子さんと相続を語る。」については事前にプレスリリースを行い、中日新聞に開催告知の記事が掲載され、読売新聞からは当日の取材申し込みがあり、翌日の新聞に開催報告の記事が掲載されました。

2. パンフレット・チラシ等の製作、セミナー等の開催

相続登記促進関連事業の一環として、10月に日本経済新聞社とのタイアップによるオンラインセミナーを開催しました。

3. 会報発行

通常号（隔月発行）については計6号を予定どおり発行しましたが、連合会総会特集号については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため代議員の総会会場への出席人数が制限されたことにより掲載できる報告原稿数が減ることから別途発行することはせず、通常号（9月号）

に報告原稿等を掲載しました。

4. 制度広報・事業の広告など

- (1)細井新会長が就任したことにより中部経済新聞社から取材申込みがあり、企業法務における司法書士の関わり等について細井会長のインタビュー記事が掲載されました。
- (2)「高齢者のための無料相談会」について、広報なごやに広告を出稿しました。
- (3)空家問題及び相続登記申請義務化等をテーマとして読売新聞に記事広告を出稿しました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員の皆さんからのご協力により、10月1日の「法の日」と3月の「相続登記はお済ですか月間」に際し、中日新聞に名刺広告を行いました。

6. ホームページ

- (1)各種相談会やセミナー等の開催告知の情報発信を行いました。また、セミナー「いとうまい子さんと相続を語る」の模様をホームページ上で公開することにあわせ、動画を閲覧できるページを新たに設けました。
- (2)相続関連情報に特化したオウンドメディア「相続のカタチ」を立ち上げ、掲載する情報を定期的に更新して記事の充実に努めました。

7. 他部所・他団体との連携事業

- (1)令和3年10月、名古屋法務局が発出する「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」についての通知に、相談窓口の案内チラシを同封しました。
- (2)令和4年3月、相続登記促進を図るため空家・相続登記促進事業対策部と連携し、「いとうまい子さんと相続を語る。」を開催しました。

8. 対外交流活動

加盟団体として名古屋自由業団体連絡協議会の定例会へ出席し事業の企画立案に参画しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、予定しておりました「大学生のための資格業ガイダンス」、「自由業フレッシュマンフォーラム」、「生活お困りごと無料相談会」の全ての事業が中止となりました。

令和3年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 青 木 康 人

令和3年度は、長引くコロナの影響により、前年度同様さまざまな活動が制限されるなか、十分な感染対策をとりつつ、極力事業を停滞させないように活動しました。

1. 法教育事業

令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられます。この成年年齢引下げに直面する高校生、専修学校生を対象に「消費者教育出張講座」を実施しました。学校側も高い関心を示しており、若年者の消費者被害を防止するためにも重要な事業だと考えておりますので、次年度以降も積極的に実施していきたいと考えています。

また、小学5年生を対象にした「親子法律教室」を2年ぶりにオンラインで開催しました。

2. 相続登記の促進

相続登記はお済みですか月間に伴う「相続相談会」や支部による「市民公開講座」の実施等を通じて相続登記の促進につなげました。

また、登記・相続電話ガイドを平日毎日実施することにより、市民の「相続」についての相談ニーズに対応しました。

3. 簡裁訴訟代理等関係業務の取り組み強化

司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務への関与率の向上を目的として、現状の分析、対策について検討しました。引き続き企画部と協同して対応してまいります。

法テラスのセンター相談についてオブザーバー参加を促すなど、登記以外の案件に関与するきっかけづくりをしました。

4. 多重債務問題への取り組み強化

新型ヤミ金への対応に関する研修、債務整理に関するゼミナールを開催し、対応できる相談員の養成に努めました。

愛知県や東海財務局が主催する多重債務相談会に相談員を派遣しました。

全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会に参加しました。

5. 相談体制の充実

総合相談センターを中心に、各種行政機関が主催する相談会に相談員を派遣し、多くの相談に対応しました。残念ながら、コロナの影響により中止となった相談会もありましたが、総合相談センターについては、WEB相談システムを取り入れていますので、相談事業を停滞させることはありませんでした。調停センターも、合意に至った事件が1件あり、少しずつですが成果がでてきています。

6. 社会的孤立や犯罪被害者に対する支援の検討

法務局が実施している人権侵害被害救済手続の活用について検討をしました。

愛知県犯罪被害者支援連絡協議会の事例検討会に参加し、司法書士としてどのような支援が可能かを検討しました。

愛知県及び名古屋市からの要請による自死対策研修を開催しました。また、愛知県が実施するギャンブル等依存症回復プログラムに参加し、ギャンブル等依存症に対する理解を深めるとともに、参加者からの相談を受けました。

令和3年度 研修所事業報告

研修所所長 田 邊 崇

研修所では、会員が司法書士としての使命及び職責を全うするため、司法書士としての倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として、以下のとおり研修の企画及び運営等の事業を行いました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、さらに「会員研修」の担当を研修テーマ企画、講師選定・依頼・打合せ及び実務基礎ゼミナールの企画を担当する「企画担当」と、一般会員研修の運営を担当する「運営担当」とに役割を二分して、各々分担しました。

会員研修担当（運営）

副所長 丹 羽 こずえ（名古屋中央）

所 員 石 田 周（熱田・海部）

会員研修担当（企画）

副所長 浅 井 健 司（名古屋中央）

所 員 正 村 悠 記（名古屋東） 野 田 啓 紀（名古屋中央）

宮 田 充 治（西 三 河）

新人研修担当

副所長 春日井 未 琴（一 宮）

所 員 尾 澤 辰 弥（西 三 河）

2. 会員研修

（1）単位制研修

①研修の企画及び開催

感染症関連の政府の要請や会員意識の動向に対する柔軟な対応を念頭に置きつつ、6回の集合研修及び2回のグループ研修を開催しました。

集合研修については、新型コロナウイルスまん延による感染拡大状況が落ち着いている状況であれば、昨年度同様、会場での受講とウェビナーによる受講を併用する開催方式で開催し、感染拡大状況が悪化により緊急事態宣言が発出された場合には、会場での受講は中止しウェビナーによる受講のみとする開催方式で開催するという方針に基づいて研修運営を行ってまいりました。また、これらの収録内容については会員の必要に応じて適宜、本会ホームページ上で視聴できる常況にしております。

なお、後見業務に関する研修については例年同様、リーガルサポート愛知支部との共催により開催しております。また、これら本会主催の集合研修のほか、連合会主催研修会のインターネット配信による受信会場としても今年度は4回の運営をしました。

また、グループ研修については、後述のとおり、登録後10年以内の会員を対象としたディスカッション方式で開催しました。

②研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

本年度も昨年度に引き続き、原則として本会会場での受講とウェビナーによる受講の併用を標準した開催方式で運営を行っております。また、各支部においても容易に中継会場の設置が可能となることから、県内一部の支部においても支部研修としてウェビナー受信による中継会場の設営がなされております。

また、研修受講機会の確保の観点から、収録可能な研修会について講義の収録DVDを各支部に送付して支部研修等での利用促進を図るとともに、単位取得状況の個別発送、隔月発行の会報誌面、速報告知等を通じて、本会ホームページ上での視聴、収録DVDの貸出、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリでの受講方法について、周知を行いました。

③研修単位の管理等

全会員に対し個別に単位取得状況の通知を2回発送するとともに、前年度に引き続き「12単位のうち8単位以上は甲類研修により取得するものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない」とする旨の取得単位数に関する取扱い等について周知を行いました。

(2) 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

日 時： ①令和3年9月18日(土) 9:50～12:20 (参加者22名)

②令和4年3月12日(土) 9:50～12:20 (参加者18名)

内 容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講 師： ①堀田総務部理事 ②水谷総務部理事

なお、①については一般会員対象の視聴研修として本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。

(3) 実務基礎ゼミナール

昨年度まで開催しておりました実務基礎ゼミナールにつきましては、今年度からは装いを新たに、今後の本会研修所独自研修の柱の1つとすべく、研修内容の見直しを図りました。

今年度からは、概ね登録後10年までの登録年数が若い会員を対象に、新人研修と一般会員研修の中間的存在に位置づけ、かつて新人研修で習得した知識の再確認と、司法書士実務に必要な具体的知識及び実務的な倫理習得を促し、さらに指導員の司法書士(チューター)による継続的な実務的・精神的サポートによって各会員の孤立化を防ぐこと、ひいては若手会員同士の意見交換や交流の場となることを目的として定めました。

そして、開催形式は、まずは主としてeラーニング等を受講して事前課題に各自取り組んだうえで、さらにグループ研修を組み合わせた形式で行なうこととしました。また、使用教材の作成及びグループ研修の講義運営については、企画部と共同して協議を重ねた末、開催に至りました。

今年度は、下記の日時及びテーマのとおりで、申込みのあった受講予定会員にあてて課題の事前送付や推奨eラーニングの案内等をおこない、グループ研修を開催しました。

・令和4年2月5日(土) 13:30～16:30開催 (参加者12名)

テーマ 「立会業務」(グループ研修・講師チューター権利登記法司研究委員会)

- ・令和 4 年 2 月 11 日 (金・祝) 13:30～16:50 開催 (参加者 9 名)
- テーマ 「民事信託入門」 (グループ研修・講師チューター財産管理業務研究委員会)

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会の規則に基づいて実施するもので、全員が、登録後満 3 年目及び満 8 年目、以後 5 年を加えた年に参加 (任意受講と区別する意図で「参加」と規定されています) しなければならない研修です。平成 17 年度から実施されておりましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大による混乱のため実施されませんでした。そして、今年度は令和元年度及び令和 2 年度の 2 年度分の対象者 490 名が対象となりました。また受講についても従来通りの会場受講に加え、会場内の密を避けられるよう新型コロナウイルス拡大予防の観点から、日司連研修総合ポータルを利用した Web での受講も認められました。本会研修所においては、会場受講希望者について、令和 3 年 8 月 22 (日)・9 月 5 日 (日)・9 月 26 日 (日)・10 月 17 日 (日)・11 月 7 日 (日) の 5 日程にわたって、その運営を担いました。

今年度対象者 490 名のうち、退会者を除く猶予申出者等の欠席者 19 名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡をおこないました。

4. 新人研修

(1) 令和 2 年度生向け配属研修及び配属フォロー研修

令和 2 年度の試験及び合格発表の日程の遅れに伴い、昨年度から引き続いて、令和 2 年度司法書士試験合格者を対象に、配属指導員のもとで行われる実地研修に先立つ基礎知識にかかる集合研修 (基礎編 2) を実施しました。また、配属研修終了後には、一連の新人研修のフォローを目的として、次のとおり研修会 (配属フォロー研修) を実施しました。

「配属研修・基礎編 2」

- 日 時： ①令和 3 年 7 月 10 日 (土) 13:00～17:00 (参加者 18 名)
- ②令和 3 年 7 月 11 日 (日) 13:00～17:00 (参加者 19 名)

内 容： ①マナー研修 ②戸籍の読み方実技・倫理 (グループ研修)

「配属フォロー研修第 1 回」

- 日 時： 令和 3 年 8 月 21 日 (土) 13:00～17:30 (参加者 18 名)

内 容： ①本人確認と懲戒 ②先輩司法書士から聞く債務整理実務体験談

- 講 師： ①廣瀬成隆副会長・田中近喜事務局長
- ②社会事業部 (池田和憲会員・山県太一会員・丸井雄介会員)

「第 2 回」

- 日 時： 令和 3 年 9 月 19 日 (日) 13:00～17:30 (参加者 16 名)

内 容： ①隣接士業の業務範囲と業際のか考え方 ②民事信託 ③表題登記業務と司法書士業務

- 講 師： ①高山孝治副会長 ②浅井健司副所長 ③正村悠記所員

(2) 令和 3 年度生向け配属研修

令和 3 年度司法書士試験合格者を対象にガイダンス・個別面談を行うとともに、配属指導員のも

とで行われる実地研修に先立つ基礎知識にかかる集合研修（基礎編１）を実施しました。

「ガイダンス・個別面談」

日 時： ①令和 3 年11月27日（土）10：30～12：00 （参加者25名）

「基礎編１」

日 時： ①令和 3 年11月27日（土）13：00～16：10 （参加者25名）

②令和 3 年12月10日（土）13：00～17：30 （参加者25名）

③令和 3 年12月11日（日）13：00～17：30 （参加者24名）

内 容： ①司法書士入門 ②不動産登記 ③不動産登記、商業登記、裁判実務

「基礎編２」

日 時： ①令和 4 年 2 月19日（土）13：00～15：00 （参加者22名）

②令和 4 年 3 月 6 日（日）13：00～17：00 （参加者23名）

内 容： ①マナー研修 ②戸籍の読み方実技・倫理（グループ研修）

5. その他

以上の各事業についての企画、準備、報告等及び研修単位認定等のため、全体会議5回、会員研修担当者会議5回、新人研修担当者会議3回、正副所長会議5回を開催しました。また、支部研修担当者との情報共有、意見交換等を目的とした合同会議1回を開催しました。